

第二期 やまなし子ども・子育て支援プラン(令和2年3月策定)の概要

策定のポイント

- 1 結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を効果的に進める観点からライフステージにあわせた章立てに変更
- 2 第一期計画の中間見直し(H29)から2年間で生じた新たな状況や施策、国から示されたプラン作成に係る基本指針の改正を踏まえ必要な修正・加筆を実施
- 3 山梨県総合計画の内容を反映。また、第一期計画の中間見直し(H29年)以後に策定・改定された関連計画との整合性を図るための修正・加筆を実施
- 4 最新のニーズを踏まえ市町村が設定した、教育・保育の量の見込みと確保方策の数値を反映

【計画の性格】	基本理念	視点	ライフステージ	章	項目	数値目標 令和4年度(中間見直し時)			
<p>・子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画</p> <p>・やまなし子ども・子育て支援条例に基づく基本計画</p> <p>・県総合計画の部門計画</p> <p>・県地域福祉支援計画の部門計画</p>	<p>子どもの最善の利益が実現され、子育てしやすきやまなしの構築</p>	<p>結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の視点</p>	結婚	1	結婚を希望する若者への支援	①結婚に関する意識の醸成及び情報の提供 ②出会いの機会の提供 ③結婚に伴う新生活の支援	・出会いサポートセンター登録会員数 H30:延べ1,930人 ⇒ 延べ3,330人		
				妊娠 出産	2	親と子の健康の確保及び増進	①母と子の健康づくり(不妊検査に対する支援) ②周産期医療・小児医療等の充実 ③思春期における健康づくり ④食育の推進	・子育て世代包括支援センター機能の整備 H30:17市町 ⇒ 27市町村	
			子育て		3	仕事と子育てを両立するための支援	①仕事と子育ての両立の推進 ②男性の子育ての促進 ③企業に対する支援(女性活躍応援プロジェクト)	・働き方改革アドバイザーによる企業訪問 H30:452社 ⇒ 2000社(R1-4累計)	
				4	幼児期の教育・保育の充実	①教育・保育サービスの充実 ②教育・保育の質の向上 ③保育人材の確保・定着の推進	・やまなし保育フェアの参加者数 H30:145人 ⇒ 300人		
				5	地域における子育ての支援	①地域における子育て支援サービスの充実 ②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実 ③子育てに係る負担の軽減	・地域子育て支援拠点設置数 H30:70カ所 ⇒ 72箇所 ・放課後児童クラブの設置数 H30:270箇所 ⇒ 271箇所 ・公立小学校に対する放課後子供教室の設置の割合 H30:70% ⇒ 78% ・病児・病後児保育の実施箇所数 H30:40箇所 ⇒ 45箇所		
				6	子どもたちを取り巻く教育環境の充実	①次代の親となる若者の育成と自立促進 ②自然体験活動の推進(自然保育の導入促進) ③確かな学力の育成(少人数教育の推進)(ICTの活用) ④豊かな心の育成 ⑤学校・家庭・地域の教育力の充実 ⑥スポーツ・健康教育の充実 ⑦青少年を取り巻く環境の整備	・自然保育の活動量が増えた保育所等の数 H31年度より100園増 ・少人数教育の推進 25人を基本とする少人数教育がいずれかの学年で実現 ・児童生徒のICTの活用を指導する能力を持つ教員の割合 小 69.6% ⇒ 75% 中 64.5% ⇒ 75% 高 68.3% ⇒ 80% 特 72.0% ⇒ 80%		
			成長に関わる視点	すべての子どもの	子育て	7	社会的養育等の推進体制の充実	①児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、支援(児童相談所の体制強化) ②社会的養育体制の充実(「やまなし社会的養育推進計画」を踏まえた修正) ③ひとり親家庭への支援 ④障害のある子ども等への支援・特別支援教育の充実 ⑤子どもの貧困対策の推進(「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を踏まえた修正)	・社会的養育の充実 子ども家庭総合支援拠点設置市町村数 H30:1市 ⇒ 27市町村 ・ひとり親家庭への支援 母子・父子自立支援員等による相談件数 H30:2,500件 ⇒ 2,500件 ・子どもの貧困対策 地域ネットワークを構築している市町村 H30:5市 ⇒ 27市町村
						8	子育てを安全安心にできる環境づくり	①安全・安心なまちづくり推進体制の整備(子どもの死亡事例の検証) ②交通安全の推進(通学・園外活動の安全確保) ③災害時における子ども・子育て支援	・自主防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施 H30:288回 ⇒ 288回 ・子どもが日常的に集団で移動する経路の合同点検を行いながら安全対策の実施。 ⇒危険箇所の安全対策の完了

■教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

- 1 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の利用ニーズを調査により把握し、ニーズに対応したサービスを提供する区域を、市町村を単位として設定
- 2 市町村計画の数値に基づき、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定
- 3 その他、施設の透明性を高め、質の向上を促すため、各施設の運営情報を公表